

生駒市条例第 19 号

生駒市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 6 月 25 日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「均等割額によって」の次に「、第 5 号の者に対しては法人税割額によって」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(5) 法人課税信託（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの  
第 13 条第 2 項中「本節」を「この節」に改め、同条第 3 項中「含む。）」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削る。

第 17 条第 2 項の表第 1 号中「（昭和 40 年法律第 34 号）」を削る。

第 131 条第 5 項中「第 36 条の 2 の 4」を「第 36 条の 2 の 3」に改める。

附則第 21 条第 3 項中「第 36 条の 5 から第 37 条まで」を「第 36 条の 5、第 37 条」に改める。

附則第 23 条の 2 第 1 項中「証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 20 項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げる取引」に改める。

附則第 23 条の 3 中「平成 20 年度」を「平成 21 年度」に改める。

附則第 24 条第 7 項中「平成 19 年 3 月 31 日」を「平成 21 年 3 月 31 日」

に改める。

附則第 25 条の 3 第 3 項中「平成 20 年 3 月 31 日」を「平成 21 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 25 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

( 保険料に係る個人の市民税の課税の特例 )

第 25 条の 4 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料 ( 租税条約実施特例法第 5 条の 2 第 1 項に規定する保険料をいう。 ) については、法第 314 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第 28 条第 4 項の規定は、前項の納税義務者 ( 同条第 1 項又は第 3 項の規定によって同条第 1 項の申告書を提出する義務を有する者を除く。 ) が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第 4 項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 21 条第 3 項の改正規定 平成 20 年 4 月 1 日

(2) 第 13 条及び第 17 条第 2 項の改正規定 信託法 ( 平成 18 年法律第 108 号 ) の施行の日

(3) 附則第 23 条の 2 第 1 項の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律 ( 平成 18 年法律第 65 号 ) の施行の日

( 経過措置 )

2 改正後の生駒市税条例附則第25条の4第1項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。